

## 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条  
に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社ワールド  
株式会社ナルミヤ・インターナショナル

2025 年 10 月 1 日

## 株式交換に係る事後開示事項

神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1  
株式会社ワールド  
代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝

東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号  
株式会社ナルミヤ・インターナショナル  
代表取締役執行役員社長 國京 紘宇

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）及び株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「ナルミヤ」といいます。）は、2025 年 7 月 3 日付で両社の間で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

#### 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

##### （1）会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行ったナルミヤの株主はありませんでした。

##### （2）会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ナルミヤは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する

る法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 8 月 29 日付で、ナルミヤの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるワールドの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったナルミヤの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

ナルミヤは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ワールドは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 7 月 15 日付で、ワールドの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるナルミヤの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりワールドに移転したナルミヤの株式の数は、4,254,600 株です。

## 5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行いました。  
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したワールドの株主はありませんでした。
- (2) ナルミヤは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を受けております。
- (3) ワールドは、本株式交換に際して、本株式交換によりワールドがナルミヤの発行済株式の全部（但し、ワールドが保有するナルミヤの株式を除きます。）を取得する時点の直前時におけるナルミヤの株主（但し、ワールドを除きます。）に対して、その保有するナルミヤの普通株式 1 株につきワールドの普通株式 0.58 株の割合をもって、ワールドの普通株式を割当交付いたしました。
- (4) ワールドは、本株式交換と同時に、本株式交換により増加した資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。この資本準備金の額の減少後のワールドの資本準備金の額は、本株式交換の直前時における資本準備金の額と同額です。
- (5) ナルミヤの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2025 年 9 月 29 日付で上場廃止となりました。

以上